

第7章 相続

出題ランク
S

宅建士として相続に関する知識を知っておくことは、実務上でも必須となります。

試験においても、毎年少なくとも1題、年度によっては2題出題されているくらい重要視されています。細かいところも問われていますので、しっかり学習しましょう。

1節 相続とは

相続 (そうぞく) 亡くなった人の**一切の権利義務**を引き継ぐこと。
被相続人の死亡によって開始する。

被相続人 (ひ そうぞくにん) **亡くなった人**のこと。権利義務を**引き継がれる人**のこと

相続人 (そうぞくにん) 被相続人の権利義務を**引き継ぐ人**

一切の権利義務を引き継ぐとは、何を引き継ぐことでしょうか。3つ押さえます。

- ・現金・預金・不動産・車などの「**資産**」
- ・借金などの「**負債**」
- ・売主の地位や借主の地位(貸借権)などの「**法律上の地位や関係**」

なお、被相続人の一身に専属したもの(**一身専属権**)は相続されません。

(例：扶養を請求する権利、生活保護・年金を受給する権利など)

1 法定相続人と法定相続分

では、相続人が「だれ」で、相続の取り分は各々「どのくらい」になるのでしょうか。

原則として、誰にいくら相続させるかは**被相続人の自由**です。

たとえ、家族以外の者に財産を渡そうと、それは被相続人の勝手なのです。

その意思を生前に「**遺言**」(いごん)として残し、死後に被相続人の希望通りの配分をします。

しかし、遺言がなければ「だれ」が「どれだけ」相続をするのかわかりません。

そこで民法では「**法定相続人**」と「**法定相続分**」を定めて、

「だれ」が「どのくらい」相続するののかの**目安**をあらかじめ決めておくことにしました。

法定相続人 ・ ・ ・ ・ 「**誰**が相続するのか」

- 配偶者**は常に相続人になる(内縁関係は×)
- 第一順位 **子**(嫡出子、非嫡出子、胎児、養子)
- 第二順位 **直系尊属**(ちよっけいそんぞく)
- 第三順位 **兄弟姉妹**(けいていしまい)
- ・先順位がいない場合に限り、後順位が相続人になる

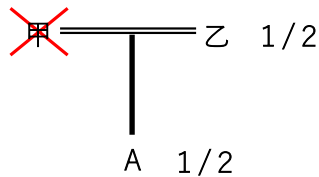
法定相続分「いくら分相続するのか」

○配偶者と子	配偶者	2分の1	子	2分の1
○配偶者と直系尊属	配偶者	3分の2	直系尊属	3分の1
○配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3	兄弟姉妹	4分の1

このルールを、事例を通して具体的に解説していきます。

事例1

甲と配偶者乙の間に嫡出子 A がいる。甲が遺産総額 1000 万で亡くなった。



配偶者は常に相続人になります。子は第一順位の相続人です。よって、乙と A が法定相続人です。この場合の各人の法定相続分は乙：1/2、A：1/2 となります。（乙：500 万、A：500 万です）

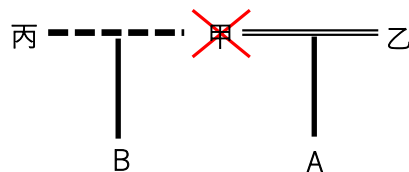
このとき、仮に甲の直系尊属、兄弟姉妹が存命だとしても、彼らは相続人にはなりません。子が第 1 順位だからです。

以下の語句の意味もしっかり押さえておきましょう

嫡出子（ちゃくしゅつし） 婚姻関係にある男女間に生まれた子
非嫡出子（ひ ちゃくしゅつし） 婚姻関係にない男女間に生まれた子
 ※第一順位の「子」には、嫡出子、非嫡出子、養子、胎児が含まれます。

事例2

甲と配偶者(乙)の間に子 A がおり、愛人(丙)との間に子 B がいる。
 甲が遺産総額 1000 万で亡くなった。



配偶者(乙)は常に相続人です。

甲と乙は婚姻関係にあるので A は嫡出子、甲と丙は婚姻関係にないので、B は非嫡出子です。B は非嫡出子ですが、紛れもなく甲の「子」です。よって A、B ともに相続人になります。愛人(丙)は法定相続人になりません。まず、法定相続人は乙、A、B の 3 人となります。

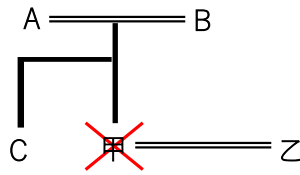
法定相続分は、まず配偶者が 1/2 を持っていきます。

残りの 1/2 のパイは A、B で等分します。（**嫡出・非嫡出で差はありません**）

よって、各人の法定相続分は A：1/2(500 万)、B：1/4(250 万)、C：1/4(250 万)となります。

事例3

甲と配偶者(乙)がいるが、子はいない。甲の両親 A と B、甲の兄 C はまだ存命である。
甲が遺産総額 3000 万で亡くなった。



用語を確認しましょう。

直系尊属 (ちよっけい そんぞく) 父母、祖父母など**血のつながった上の代の人**。養親も含む
直系卑属 (ちよっけい ひぞく) 子、孫など**血のつながった下の代の人**。養子も含む

配偶者(乙)は常に相続人です。

第一順位の子がないので、第二順位の直系尊属が A,B が法定相続人になります。

(※直系尊属が存命ですから、第三順位の兄 C は法定相続人になりません。)

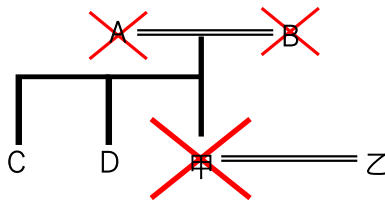
この時の法定相続分は配偶者 2/3、直系尊属 1/3 と決められています。

A と B はこの 1/3 のパイを等分で分けます。よって、各人の法定相続分は

乙 : $3000 \text{ 万} \times 2/3 = 2000 \text{ 万}$ 、A、B : 各 $3000 \text{ 万} \times 1/3 \times 1/2 = 500 \text{ 万}$ となります。

事例4

甲と配偶者(乙)がいるが、子はいない。甲の両親 A、B もすでに亡くなっている。
甲には姉 C、弟 D がいる。甲の遺産総額が 1000 万で亡くなった



配偶者(乙)は常に相続人です。第一順位の子、第二順位の直系尊属が両方ともいないので、
第三順位の兄弟姉妹が相続人になります。よって、法定相続人は乙、C、D の 3 人となります。

この時の法定相続分は、配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4 と決められています。

姉 C と弟 D で、この 1/4 のパイを等分します。

よって、配偶者は 750 万、兄弟姉妹の A、B は各 $1000 \text{ 万} \times 1/4 \times 1/2 = 125 \text{ 万}$ となります。

【学習のポイント】必ず図を描きましょう。

相続の事例問題は人間関係を正確に把握するため、必ず家系図を書きましょう。

その際、**被相続人が誰かを強調するため**、他の亡くなっている人の×印より

被相続人の×印を大きめに書くと良いです！

2 代襲相続

用語の解説から行きます。

代襲相続（だいしゅうそうぞく）

相続が開始した時に、相続人となる人が**すでに「死亡・欠格・廃除」**されていた場合、その人の子や孫が**代わりに引き継ぐ**こと。

欠格・廃除とは何でしょうか。いずれも、「相続人から**相続する権利をはく奪する制度**」です。

欠格（けっかく）

不正行為をした者に制裁を与えるという意味で相続権をはく奪する制度

例えば、**被相続人を殺害した**相続人、**詐欺や強迫で遺言書を書かせた・遺言を偽造した**相続人は**被相続人の意思に関係なく**、法律の制裁として、相続する権利を**当然に**失います。

廃除（はいじょ）

被相続人の感情を重視し、特定の者の相続権をはく奪する制度

例えば、被相続人を生前にいじめていたなど、著しい非行があった場合、**被相続人が**生前に「こいつ、相続人にふさわしくないから廃除して」と**家庭裁判所に申し立て**をし、相続権をなくすことです。（遺言で、特定の相続人を廃除することも可能です）

一方、相続の「**放棄**」というものがあります。

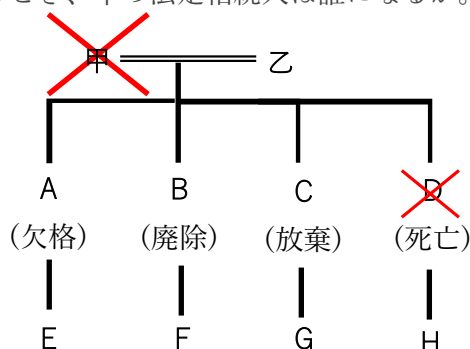
後でやりますが、これは相続人が「私は相続をしません」と家庭裁判所に申し出るもので、これをすると被相続人の財産や負債の一切を引き継がない、つまり「**初めから相続人でなかった**」という扱いになります。

欠格・廃除は該当する相続人だけに問題があるので、その下の代の人**は代襲しますが**、**放棄**は初めから相続人でないという扱いになるので、その下の代の人**には代襲しません**。

代襲について、事例で確認してみましょう。

事例5

甲と配偶者(乙)には子供 A、B、C、D がいる。A には子 E、B には子 F、C には子 G、D には子 H がいる。甲が亡くなった時点で、A は欠格事由に該当、B は甲が生前に廃除しており、C は相続の放棄、D は死亡していた。このとき、甲の法定相続人は誰になるか。



配偶者は常に相続人になるので、乙は相続人です。

甲が死亡する前にすでに A は欠格、B は廃除、C は放棄、D は死亡という状態で、
A、B、C、D に相続する権利はありません。しかし、代襲相続というルールがあるので、
A、B、D の下の代の者が代わりに相続することになります。

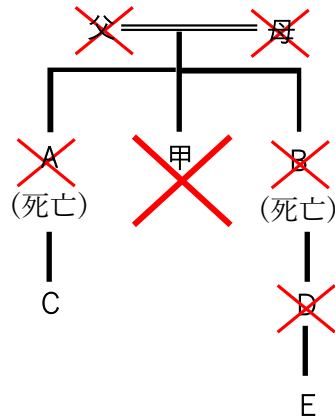
放棄をした C は初めから相続人でなかったことになるので、その下の代の G は代襲相続しません。
よってこの事例の相続人は乙、E、F、H の4人となります。

ちなみに相続分は配偶者が 1/2、残りの 1/2 は E、F、H で等分となります。

※仮に事例で H の子 I がいたとして、甲が死亡した時点で H も死亡していた場合、
D を代襲して H が引き継ぎますが、その H もいないので I が引き継ぎます。これを再代襲と言いま
す。

事例 6

甲には配偶者も子もいない。両親もすでに他界しており、甲の兄 A、甲の弟 B、A の子供 C、B の子
供 D、D の子供 E がいた。甲が死亡した時点で、すでに A、B、D が死亡していた。
甲の法定相続人は誰になるか。



甲には子も直系尊属も配偶者もないので、第三順位である兄弟姉妹の A・B が相続人となります。
しかし、甲の死亡時に A と B は既に死亡しているので
代襲相続して C と D が相続人になるはずですが、D もすでに死亡しています。
D が死亡してその子供 E が再代襲するはずですが、
民法は被相続人の兄弟姉妹の再代襲を認めていません。E は相続人にならないのです。
つまりこの事例では C のみが甲の相続人になります。(C が甲の全てを相続します)

【大事な考え方】兄弟姉妹の再代襲

兄弟姉妹の子(いわゆる、甥っ子、姪っ子)は代襲が認められます。
兄弟姉妹の再代襲、つまり「甥っ子、姪っ子の子供」には再代襲が認められません。
シンプルに被相続人から血縁的に「遠いから」と考えてください。

3 相続の承認・放棄

ここまでで、「誰」が「どのくらい」相続するのか見てきました。

そもそも相続人は、被相続人を必ず引き継がなければならないのでしょうか。

もし被相続人が借金まみれの場合、相続人はその大借金も引き継がなければいけないのでしょうか。

相続の手続きとして、相続人は「**相続の開始があったことを知った時から3か月以内**」に相続するか、しないかを決めなければなりません。（この3か月を**熟慮期間**と言います。）

なお、この期間は、家庭裁判所に申し立てることで延長することが可能です。

【大事な考え方】 相続の開始日から3か月じゃないの？（よく使う考え方）

相続人が相続するか・しないかを3か月以内に決めないといけませんが、この起算点(スタート)は、相続の開始日(被相続人の死亡日)から3か月ではないことに注意です。仮に相続の開始日＝死亡日から〇〇以内としてしまうと、ちょっとした不都合が生じます。例えば、亡くなった方(被相続人)が身内の方と疎遠で、行方も分からなかった場合、被相続人の相続人が誰かなのか判明する前に3か月経ってしまうかもしれないからです。なので、相続人が相続の開始＝被相続人の死亡を「**知った時から**」という規定になっているのです。

相続する場合は「①**単純承認**・②**限定承認**」で相続し、

相続しない場合は相続の「③**放棄**」をします。それぞれ詳しく見ていきましょう。

① **単純承認**（たんじゅんしょうにん）

相続人が、被相続人の資産・負債を「**丸ごとそのまま**」引き継ぐこと

世の中で一番多い相続のパターンが、この単純承認です。

相続の開始があったことを知った時から3か月を経過すると、単純承認したものとみなされます。

つまり、相続の放棄・限定承認をせずに3か月が経過すれば単純承認となります。

一方、相続人が相続財産の**全部または一部を処分**すると、

単純承認したものとみなされます。（遺産の一部を相続人の一人が勝手に売ってしまったなど）

② **相続の放棄**（そうぞくのほうき）

相続人が、被相続人の資産・負債の**一切を引き継がないこと**

被相続人がものすごい借金を背負って亡くなった場合、

相続人は放棄すれば、その借金を引き継がずに済むということです。

相続の放棄をすると、**初めから相続人でなかったことになります。**代襲相続は起きません。

相続の放棄をするには、

相続があったことを知った時から**3か月以内**に**家庭裁判所に申し出る**必要があります。

相続人全員で申し出る必要はなく、放棄をしたい相続人が**単独**で申し出できます。

なお、相続の**開始前に相続を放棄することはできません。**

【発展】承認・放棄の撤回

承認・放棄の申述をしたけど「やっぱりやめた」という**承認や放棄の撤回は認められません。**

ただし、承認や放棄の意思表示が「**錯誤、詐欺、強迫**」によるものであったときは、

相続放棄の「**取消し**」はすることができます。

③ 限定承認 (げんていしょうにん)

被相続人の資産(プラス)の範囲内でまず負債(マイナス)を清算し、プラスが残れば相続人が引き継ぐ、マイナスが残れば相続人は引き継がなくともよいという制度。

被相続人に資産がなく、借金まみれだということを相続人が知っていれば、さっさと「相続の放棄」をすればよく、一方、資産はそれなりだが一切借金をしていないという場合、単純承認をすれば問題なしです。

問題なのは、**資産(プラス)、負債(マイナス)のどちらが多いかわからないとき**です。亡くなった方の資産・負債がすぐにわからない遺族の方もいらっしゃるでしょう。迂闊に放棄をして、後で良く調べてみたら資産が出てきたではもったいないですし、適当に単純承認して、後でよく調べてみたら大借金があった、では取り返しがつきません。こういう時に使う方法が限定承認です。(実務上ではほぼ使われない制度ですが・・・) 大事なことは、限定承認をするには、**相続開始を知った時から3か月以内**に相続人「**全員**」で**家庭裁判所に申し出**をする必要があります。

つまり、相続人の誰か一人でも、勝手に相続財産を処分してしまったら、単純承認とみなされてしまうので、残りの相続人たちは限定承認できなくなってしまうということです。一方、相続人の誰かが放棄したとしても、残った相続人全員で限定承認はできます。

2節 遺言

遺言 (いごん)

被相続人が、生前に「どの財産を、誰に、どれだけ渡すか」という意思表示をし、書面に残すもの。被相続人の**最後の意思表示**の方法。

遺言は、遺言を書いた人(遺言者)の意思を、その人の死後に影響させるものです。よって、**遺言に書かれた通りに遺産を分配していくのが原則**です。もし遺言がなければ、法定相続分を目安に、相続人が話し合っ遺産の分配を決めます。

民法では、相続人間の無用な争いを事前に防ぐため、遺言の様式や内容が細かく定められています。遺言の方式は、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つです。(秘密証書遺言は試験上の優先度が低いので割愛) 以下、詳しく見ていきましょう。

1 自筆証書遺言

自筆証書遺言 (じひつしょうしょ いごん)

その名のとおり、**自分で手書きする遺言**のこと
遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

「**全文、日付、氏名**」を自書、「**押印**」の一つでも欠けたらその遺言は**無効**となります。

以下、自筆証書遺言で押さえておくべきポイントです。

- ・証人は不要。一人で書けます
- ・「令和6年4月吉日」のような日付が特定されていなのはダメ。
- ・押印は拇印(ぼいん：指に朱肉をつけて押す)でもOK。

【発展】 財産目録

相続させる財産が多いと、遺言書への手書きは大変疲れます。なので、この財産の目録は自書でなくても(パソコンで作成しても)OKとしました。
財産目録を添付する場合、目録の毎葉(各ページ)に署名と印を押さなければいけません

自筆証書遺言については、相続の開始を知った後、
滞滞なく、家庭裁判所に検認の手続きを請求しなければいけません。

検認 (けんにん)

遺言書が出てきた後に偽造がされないよう、
家庭裁判所がその内容を確認し、証拠として保全する手続き。

検認はあくまで「証拠の保全」としての手続きであり、
遺言が有効か無効かを判断するものではありません。
また検認を受けていないからと言って遺言自体が無効になるわけでもありません。
※検認の手続きは、1～2か月の期間を要し、銀行など他の相続手続きのボトルネックとなります。

【発展】 自筆証書遺言の保管制度

法務局に自筆証書遺言を預けることができる制度です。
遺言書の紛失・偽造が防げますし、なにより検認の手続きを省略することができるので、
スムーズに相続の手続きをすることが可能です。
※この保管制度は、自筆証書遺言だけの制度です。公正証書遺言にはありません。

2 公正証書遺言

公正証書遺言 (こうせいしょうしょ いごん)

公証役場の公証人が作成して、公正証書という形で残す遺言のこと。

こちらは、公証人役場に行って遺言を残すという方法です。
この遺言は公証役場に保管され紛失・偽造の恐れもなく、
公証人という法律のプロが遺言作成に関与しますから、遺言の内容のチェックもしてくれます。
公正証書遺言は、公証役場に保管され、偽造の心配がありませんから検認は不要となります。

【発展】 公正証書遺言の作成手続き

- ① 証人2人以上の立ち合い
- ② 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する
- ③ 公証人が、その内容を筆記し、これを遺言者と証人に読み聞かせまたは閲覧させる
- ④ 遺言者と証人が内容を確認し署名押印する
- ⑤ 公証人が、その証書を方式に従って作った旨の付記をして、署名押印する

【発展】 公正証書遺言の作成時、証人になれない人

未成年者、推定相続人や受遺者・これらの配偶者および直系血族

未成年者は判断能力がないという扱いなので、証人になりようがありません。

相続人となる予定の人(推定相続人)やその家族は、遺言内容の利害関係者なので証人になれません。

2 全ての遺言に共通する、よく出る論点

○遺言は、遺言した者が死亡したときから効力を生じます。

ただし、遺言に停止条件が付いている場合は、

遺言者の死後、その条件が成就したときにその効力が生じます。

○未成年でも 15 歳に達したものは遺言ができます。親の同意は不要です。

ちなみに死因贈与は、贈与という「契約」の一種ですから、親の同意が必要です。

○2 人以上の者が共同で遺言を作成することはできません。(共同遺言の禁止)

これは、どの遺言内容が誰の意思なのかがわからなくなってしまうからです。

○遺言者はいつでも、その方式に従って、遺言の全部・一部を撤回できます。

また、前の遺言が後の遺言と抵触するとき、

その抵触する部分については「後の遺言」で前の遺言を撤回したものとみなします。

「抵触(ていしょく)：触れること。転じて、物事が相互に矛盾すること」

X に甲土地を 相続する 2000 年 4 月 1 日 河野太郎	X に乙土地を 相続する 2000 年 5 月 1 日 河野太郎	後の遺言「乙土地」が有効になり、 前の遺言「甲土地」は撤回したも のとみなされる、ということ。 ⇒だから遺言書の日付が重要！
--	--	---

遺言はその方式を問わず、後の方を優先します。

最初は公正証書遺言をつくって、後に自筆証書遺言で撤回することだって可能です。

【コラム】 遺言執行者(いごんしっこうしゃ)

遺言は、「遺言者の死亡」でその効力が生じるので、遺言者自身がその内容の実現を図ることは当然できません。遺言は書かれた内容が実現されて初めて意味がありますから、

遺言に書かれた内容を実現するために、遺言執行を行う者(遺言執行者)が必要です。

遺言執行者は、遺言に書かれた内容の実現のため、

預貯金の払い戻し、相続人への分配、不動産の名義変更、寄付などを行っていくわけです。

たいていの場合、遺言執行者は遺言内で指定されます。(未成年者は執行者になれない)

遺言者の身内が指定される場合もありますが、他の相続人と揉める可能性があるので、

生前、遺言者と付き合いのあった弁護士・税理士・司法書士などが指定されることもあります。

3節 遺産分割

遺言があれば、その通りに遺産を分配すればよいのですが、問題は**遺言がない場合**です。
遺言がない場合、遺産はどうなってしまうのでしょうか。

1 遺産分割とは

遺産分割（いさんぶんかつ）

相続人間で、**共有状態**にある相続財産を分割する手続き。

事例7

甲には配偶者(乙)との子、A と B がいる。甲は資産が 3000 万(預金 1500 万・不動産 1500 万)ある。
この状態で甲が遺言を残さず死亡した。

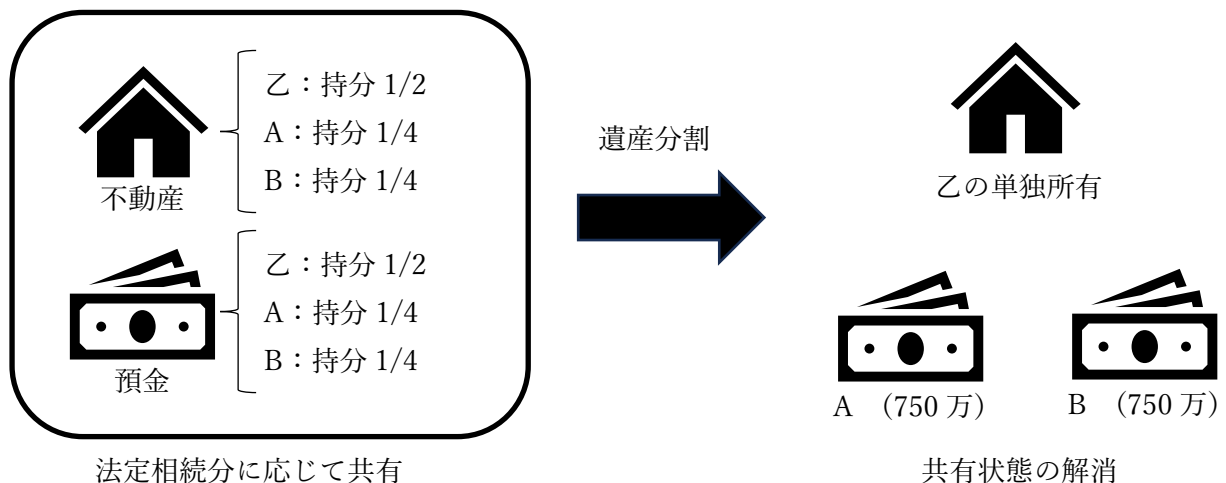
甲の相続人は配偶者(乙)、子 A、B の 3 人となります。遺言がないので、法定相続分に従って、
とりあえず乙は 1/2、A は 1/4、B も 1/4 を相続することになりそうです。
ここまでの遺産分割をする前の話です。

まず、相続が起きると、遺産は各相続人の法定相続分に応じて「**共有**」状態になります。

その後、「誰に具体的にどの遺産を割り当てるか」を相続人で話し合って決めます。

このときの話し合いを**遺産分割協議**といいます。

遺産分割をすることで、共有状態にあった遺産が、**各相続人の固有の財産となっていく**わけです。
(各相続人の**単独所有**になるということです)



第5章「共有」でも解説しましたが、民法で「分割」といったら、
「**共有状態を解消して単独所有**」にする手続きと考えてください。

【コラム】争族（そうぞく）

相続に関して揉めている家族のことをこう呼びます。上記の遺産分割の話し合いがまとまらず、
相続人同士の主張がぶつかり合います。当事者同士でまとまらなかったときは、家庭裁判所に**調停**の
手続きを申立てし、解決のための助言をしてもらいます。それでもまとまらない場合は、
裁判所の**審判**に移行し、裁判所が分割の方法を決めます。

2 遺産分割でよく出る論点

- 遺産分割の効果は、**相続が開始した時点**にさかのぼります。
ただし、第三者の権利を害することはできません。(物権変動のところで学習します)
- 遺産分割は**相続人全員**で行わなければならない、
一人でも相続人が欠けた状態で行った遺産分割は**無効**になります。
全員で協議をしないと、モメる確率が格段に上がるからです。
- 全員の合意**があれば、すでに成立した遺産分割協議を**解除**することができ、
あらためて遺産分割協議を成立させることができます。
- 協議が調わないとき(モメたとき)、家庭裁判所に**遺産の分割請求**ができます。
- 被相続人の**遺言**で「**5年を超えない範囲**」で**遺産分割を禁止**することもできます。

被相続人は、遺言で資産の配分を指定できるのですから、
共有状態の遺産を分割するな！と指定することもできるということです。

【大事な考え方】 相続の超おおまかな流れ

- ① 相続の開始・・・被相続人の死亡によって開始する
- ② 相続人と相続財産の確定・・・被相続人の戸籍をたどる。(もしかしたら、隠し子がいるかも！！)
(相続人は相続を知った時から3か月以内に、全員で限定承認・単独で放棄するか決める)
- ③ 遺言書の有無を確認・・・自宅を搜索。自筆証書は法務局、公正証書は公証役場にあるかも！
⇒ 遺言書アリ・・・遺言書の内容を実現させる
⇒ 遺言書ナシ・・・相続人間で遺産分割協議(揉めないようにね！)
- ④ 揉めちゃった場合は、家庭裁判所に調停の申立て(裁判官による助言・提案)
- ⑤ 調停でも決まらなければ審判に移行。(裁判所が遺産の分割方法を決める)

4節 遺留分

基本的に、遺言で誰にいくら残すのかを決めるのは**遺言者**(遺言を残す人)の**自由**です。

しかし、遺言者が「愛人に全財産を渡す！」と遺言の残したとすると、遺言者の家族である相続人には何も残らなくなってしまいます。そこで、民法では、家族が「**最低限受け取れる遺産の割合**」を遺留分と定め、家族が困窮しないようにしました。

1 遺留分の計算

遺留分の割合は以下の通りです。

遺留分 (いりゅうぶん) 相続人に最低限保証された遺産の取得分のこと。

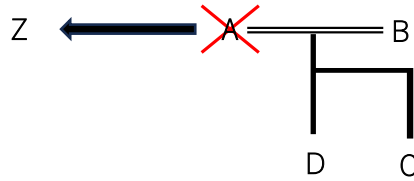
- ・相続人が直系尊属のみ 相続財産の **3分の1**
- ・上記以外 相続財産の **2分の1**

※※兄弟姉妹に遺留分はありません※※

具体例で見ていきましょう。

事例 8

被相続人 A が「3000 万の遺産全てを愛人 Z に残す」という旨の遺言を残し死亡した。
A に配偶者 B とその子 C、D がいる。



A の相続人である B、C、D は遺留分である「遺産の **2分の1**」を愛人 Z に請求できます。
つまり、3000 万の内、1500 万を愛人 Z から取り返すことができるのです。
あとは、この 1500 万を B、C、D で分けていくということになります。
法定相続分通りわけると、B は $1500 \text{ 万} \times 1/2 = 750 \text{ 万}$ 、C、D は各 $1500 \text{ 万} \times 1/4 = 375 \text{ 万}$ です。
この時の愛人 Z に「我々の遺留分 1/2 の 1500 万をよこせ」と言える権利を
遺留分侵害額請求権(いりゅうぶん しんがいがく せいきゅうけん)といいます。

事例 9

被相続人 A が「3000 万の遺産全てを愛人 Z に残す」という旨の遺言を残し死亡した。
A に配偶者も子供もいない。A の両親 D、E は存命である。

相続人が**直系尊属のみ**のケースです。
この場合、相続人 D、E は愛人 Z に「我々の遺留分 **3分の1** の 1000 万をよこせ」と言えます

事例 10

被相続人 A には、兄 B、妹 C がいる。配偶者・子はおらず、両親は既に死亡している
生前 A は「絶対に B には遺産を残したくない」と考えていた。

この場合、A は「妹 C に全財産をのこす」と遺言書を書けば、兄 B は手出しができなくなります。
兄弟姉妹に遺留分はないからです。

2 遺留分のその他の論点

- 遺留分侵害額請求権は、**相続開始**および**遺留分の侵害を知った日**から **1 年**経つと、
また、**相続を開始した時**から 10 年経つと消滅時効にかかります。
- 遺留分は**相続開始前にも放棄**することができます。
ただし、その場合は**家庭裁判所の許可**が必要です。
理由は、たとえば被相続人が何としても愛人に遺産を渡したいがため、
被相続人が、相続人に対して遺留分の放棄を事前に強要することを防ぐためです。
(相続の放棄は、相続の開始前にできないことに注意！)
- 遺留分を放棄しても、ほかの**相続人の遺留分は増加しません**。
- 遺留分侵害額請求は共同する必要がなく、各自が**単独**で行使できます。
- 遺留分侵害額請求するには裁判所に訴えを起す必要はなく、**意思表示だけで OK** です。

5節 配偶者居住権

令和になって導入された新しい制度です。今後も出題される可能性が高いため要チェックです。

配偶者居住権

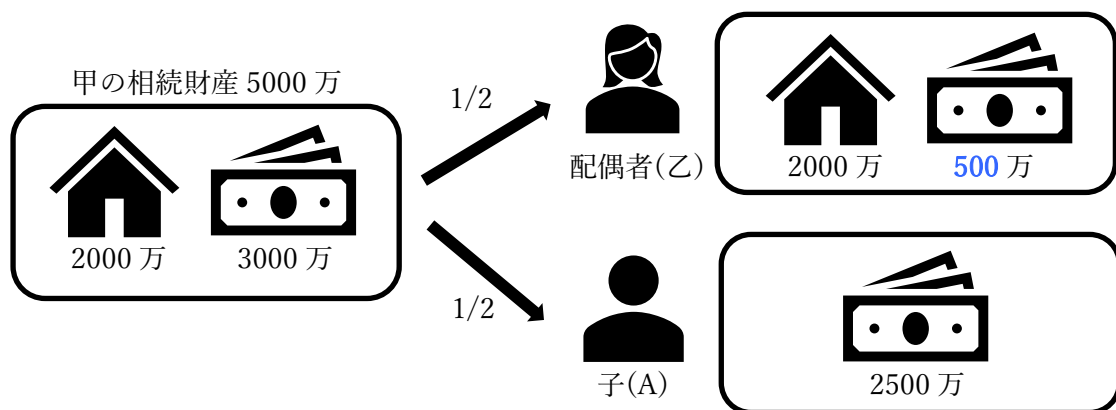
夫婦の一方が亡くなった場合、亡くなった人が所有していた建物に、**残された配偶者**が亡くなるまで、**無償で居住**することができる権利。

これだけだとわかりにくいので、事例で解説します。

事例 11

甲と、その配偶者(乙)には子(A)がいる。甲が死亡し相続が開始した。
甲の相続財産は 5000 万(建物 2000 万、預金 3000 万)であった。

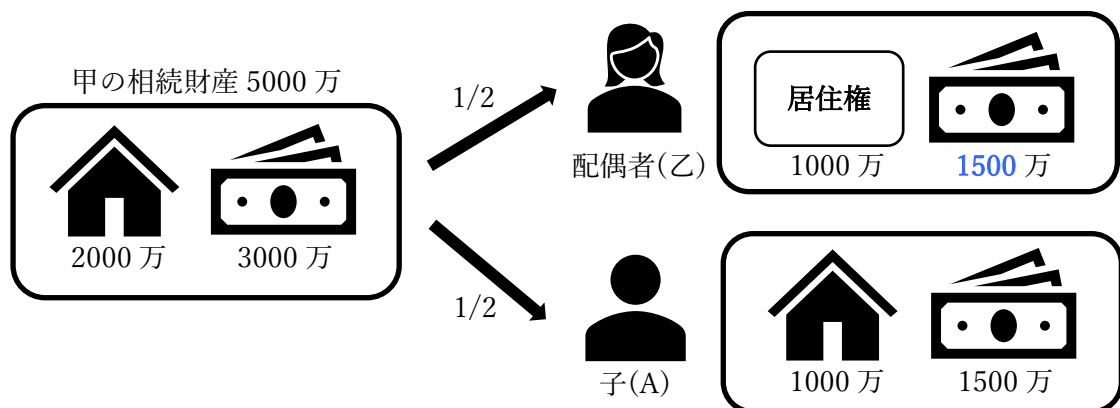
乙と A の法定相続分(各 2 分の 1)で、遺産分割で下の図のように分けたとします。
ただ、乙が高齢の場合、「住む家はあれど、**預金 500 万では今後の生活費が心配だ**」となります。



そこで、残された配偶者を保護するために創設されたのが「配偶者居住権」の制度です。

考え方としては「建物の価値：2000 万」を

「**所有権：1000 万**」と「**居住権：1000 万**」に**分けて評価**するということです。



建物の所有権自体は子(A)が引き継ぎますが、家に住む権利(居住権)は配偶者(乙)が引き継ぎます。
配偶者は家に住み続けることができる上、預金の取り分が、500 万が 1500 万に増えました！
これで、配偶者(乙)は少し安心して生活できるようになるでしょう。

配偶者居住権の成立要件

1. 残された配偶者が、亡くなった人の**法律上の配偶者**であること
2. 配偶者が、亡くなった人が所有していた建物に、亡くなったときに**居住していたこと**
3. ①**遺産分割**, ②遺贈, ③死因贈与, ④家庭裁判所の審判のいずれかにより配偶者居住権を取得したこと

他、出題されたことのある論点です。

- 建物所有者となる者は配偶者居住権の**設定登記に応じる義務**がある
- 配偶者居住権自体を**譲渡することはできない**
- 配偶者が住居を他人に使わせる際は、**所有者の承諾**が必要。
- 住居が被相続人と配偶者以外の**他人が共有**していた場合、配偶者居住権は発生しない。
- 配偶者の死亡によって終了するので、配偶者居住権は**相続の対象にならない**。
- 配偶者居住権を**登記**しなければ、第三者に対抗することはできない。
- 配偶者居住権の存続期間は、遺産分割協議や遺言に別段の定めがない場合、**「配偶者の終身の間」**となる。

出題頻度は低いですが、より手軽な居住権もあるので目を通しておいってください。

配偶者**短期**居住権

残された配偶者が、亡くなった人の所有する建物に居住していた場合、遺産分割協議がまとまるまで または協議が早くまとまった場合でも**被相続人が亡くなってから6か月間**は**無償**で建物に住み続けることができる権利のことです。短期の場合は**登記できません**。